



行政改革推進法 民主党案のポイント

2006年4月



The Democratic Party of Japan

民主党



7つの基本理念

(第2条)

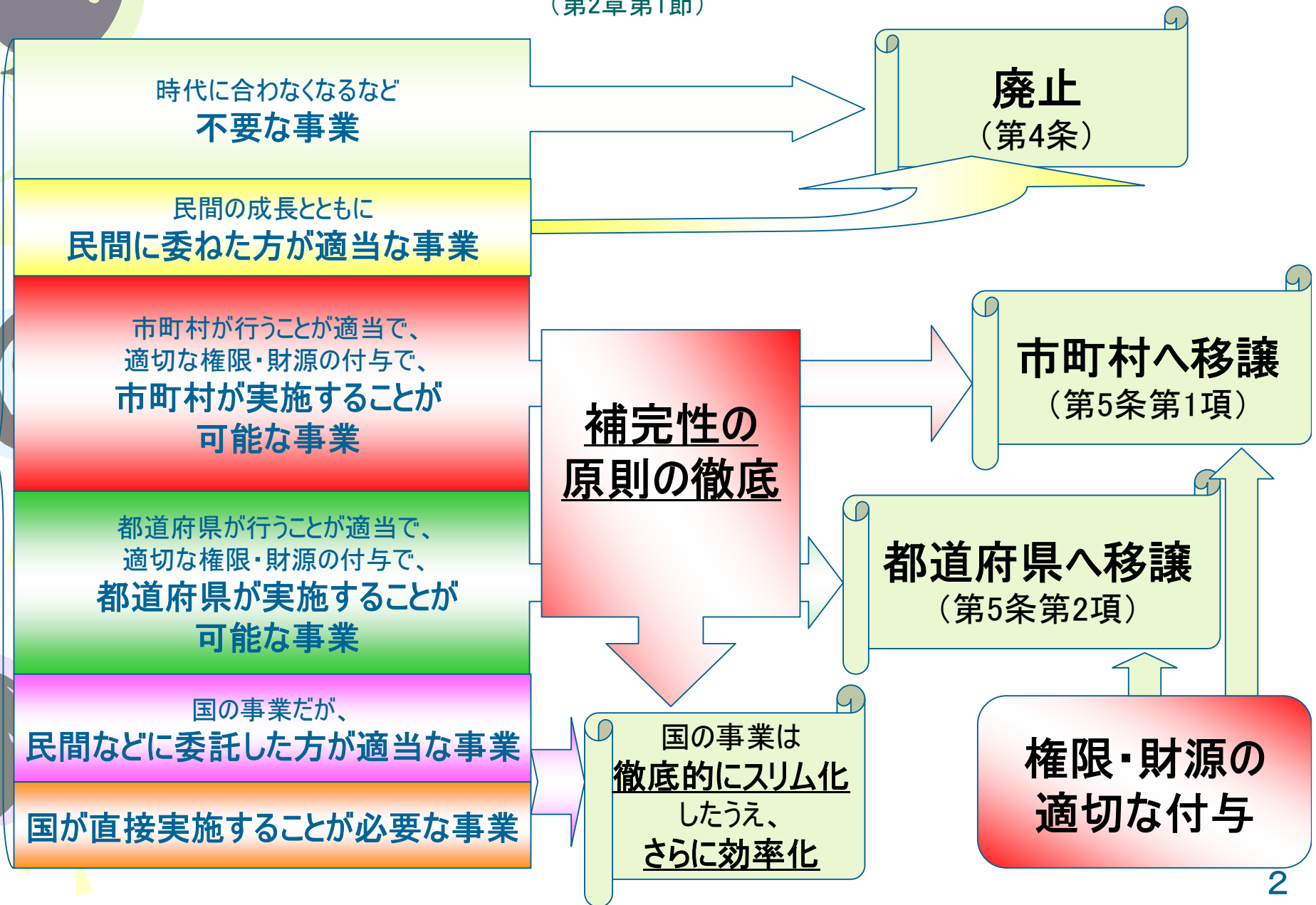


- ① 税金のムダづかいを許さない
- ② 格差を縮小し、国民の不安・不公平感を払拭
- ③ 地方分権を強力に推進
- ④ 民間にゆだねることがふさわしいことは、民間に
- ⑤ 国、地方、企業、NPOの協力による
「新しい公共」の実現
- ⑥ 中立性・公正性・透明性の確保、民間に準じた処遇
を旨とする公務員制度の抜本的見直し
- ⑦ 官製談合の根絶、天下りの禁止

国のすべての事業の見直し及び地方分権の推進

(第2章第1節)

現在国が行っている事務事業及び法令に基づき自治体などに実施が義務付けられている事業



財政改革 (第2章第2節)

(1) 予算編成の在り方

- 内閣に「国家経済会議」設置
経済全般の運営
財政運営
予算編成
国の資産及び債務の管理 } 等を調査審議
- ⇒政治主導による適切な資源配分を実現

- 予算編成は内閣府で行う

(2) 国の資産及び債務改革

- 長期的な視点から、財政改善に最も有効な国の資産の活用の基本方針を策定
- 資産・債務を統合的に管理する機関の設置を検討

(3) 総人件費改革

- 聖域の無い事務事業の見直し、これを通じた地方分権の強力な推進及び公務員制度改革を実施
- 上記の結果として、総人件費を2割以上削減

政策金融改革 (第2章第3節)

(1) 基本方針

- 民間の役割を可能な限り拡大・官と民の区分を明確に
- 政策金融の機能を3つに限定
①政策上重要だが、民間に参入インセンティブは無い、②セーフティネット、③国益上重要な大規模プロジェクト
- 借り手の立場に立った改革
- 中小企業者、農業者の実態に即した政策金融へ
- 政策金融は債務保証、利子補給を原則とする等

(2) 新政策金融機関の在り方

- 経営内容を、総理を通じて、国会に報告
- 経営責任者は国会同意人事

(3) 個別機関の在り方

- 商工中金 ⇒⇒ 株式会社化
- 日本政策投資銀行 ⇒⇒ 完全民営化
- 公営企業金融公庫 ⇒⇒ 廃止
- 国際協力銀行 (政府開発援助) ⇒⇒ 政府移管
- (その他の機能) ⇒⇒ 新政策金融機関
- 国民公庫、農林漁業公庫、中小公庫、沖縄公庫 ⇒⇒ 平成20年度に新政策金融機関 (沖縄は24年度)

独立行政法人制度の見直し

(第2章第4節)

見直しの方針

- 独立行政法人の長の公募の義務化
～独立行政法人を天下りの受け皿にしない
- 第三者機関による厳格な評価
～内輪の甘い評価をやめて、中立公正な評価を実現
- 独立行政法人の調達も原則一般競争入札で
～指名競争入札、随意契約を原則禁止し、調達を効率化
- 独法役員の天下り制限等
～独法役員にも国家公務員並みの天下り制限
～運営費交付金の抑制
～見せかけの公務員数減らしの「出向」を制限

特別会計改革(第2章第5節)

(1) 基本方針

- 改革の期間は、平成22年度までの5年間
- 残る特別会計は以下の3つ
財政再建特別会計(現「国債整理基金特別会計」)
外国為替資金特別会計
交付税及び譲与税配付金特別会計

- 財政の健全化へ、総額30兆円程度寄与

(2) 改革の方向

特別会計廃止・一般会計化	15特別会計
特別会計廃止・事業も廃止	4特別会計
特別会計廃止・事業は別法人化	4特別会計
特別会計廃止・事業は民間委託	5特別会計
先送り	ゼロ

(3) 道路特定財源制度

- 制度の見直しを行い、納税者の理解を得つつ、平成20年度までに一般財源化

公務員制度改革(第2章第6節)

(1)基本方針

- 公務サービスの質の向上等を実現する人事管理制度導入
- 勤務条件は、財政状況、民間実態を踏まえて幅広く検討
- 早期退職勧奨制度の見直し等退職管理の適正化

(2)公務員制度改革実行計画

- 国家公務員の労働基本権の原則回復
 - 能力・実績に応じた処遇の徹底を可能とする人事管理制度
 - 早期退職慣行の是正
 - 幹部職員の育成制度導入
 - 内閣による人材の一括管理
 - 人材流動化に対応する仕組み導入(政治任用の活用等)等
- ⇒以上を内容とする「改革実行計画」を平成19年中に作成

(3)当面の公務員制度改革

- 民主党議員立法による天下りの制限
- 給与制度の見直し(準拠すべき民間範囲の見直し)
- 能力及び実績を適切に評価する制度の構築
- 不適格な職員に対する適切な措置
- 非常勤公務員の給与実態の公開 等

官製談合の防止等(第2章第7節)

①契約事務の適性化

- 指名競争、随意契約の対象の一層の限定
- 天下り在籍企業の入札参加資格の見直し

②天下り職員の行為規制

- 出身官庁に在籍企業が有利となる取り扱いを求めること
- 在籍企業が参加しようとする入札に関する情報の提供を出身官庁に求めることを、禁止。

③法規制の強化

- 民主党議員立法による官製談合抑止等の強化

日本版GAOの設置(第2章第8節)

国会による行政の監視及び立法に関する機能の充実強化を図り、民意を反映した国政の健全な発展を実現するため、国会に「行政監視院」を設置する。

行政刷新会議

(第3章)

設置目的：

- ① 国の事務事業を聖域無く見直し、税金のムダづかいを根絶する
- ② 事務事業の大胆な地方移譲を実現し、地方分権を強力に推進する
- ③ 上記①②の結果、国が担うべき役割に適合した国家公務員制度を構築する

議長：内閣総理大臣

議員：国務大臣及び経済、財政、経営又は会計等に関して優れた識見を有する者から総理が任命する者

主な役割

「行政刷新計画」

- 国の事務事業を聖域無く見直し、
 - 不要な事業、民間実施が相応しい事業は廃止
 - 「補完性の原則」に則り、地方移譲
 - 国が担う事業も、徹底的な効率化に分類し、その廃止・移管の時期を定める

- 事務見直しに伴う行政機関の機構及び定員の見直し

⇒以上の内容の計画を平成19年中に作成、3年間で実施

「公務員制度改革実施計画」

- 国家公務員の労働基本権の原則回復
- 能力・実績に応じた処遇徹底を可能とする人事管理制度
- 早期退職慣行の是正
- 幹部職員の育成制度導入
- 内閣による人材の一括管理
- 人材流動化に対応する仕組み導入(政治任用の活用等)

⇒以上の内容の計画を平成19年中に作成、3年間で実施